第 1章 計画策定にあたって

- 1. 計画策定の趣旨
- 2. 計画策定の位置づけ
- 3. 計画策定の期間
- 4. 計画の策定体制
- 5. 日常生活圏域について

1. 計画策定の趣旨

介護保険制度は、その創設から 20 年が経ち、介護サービス利用者は制度創設時の 3 倍を超え、550 万人に達しており、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代全でが75歳以上となる2025年(令和7年)を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを深化・推進してきました。

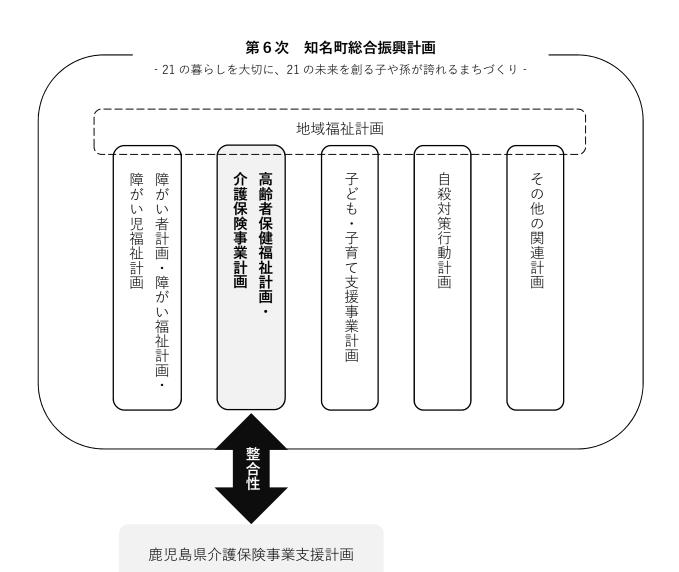
さらに、今後高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会(※1)の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであります。今後は、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが求められています。

知名町では、2025年そして 2040年を見据えた中長期的な視野で、第7期から取り組んできた施策を引き続き推進するとともに、施策の実施状況や効果を検証したうえで、知名町の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を目指し、知名町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画を一体的に策定します。

※1:高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがい や役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会。

2. 計画策定の位置づけ

この計画は、老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条の規定に基づき策定される もので、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を一体的な計画として策定します。また、 知名町の総合振興計画や関連する計画と整合性を図りながら策定します。



- 2 -

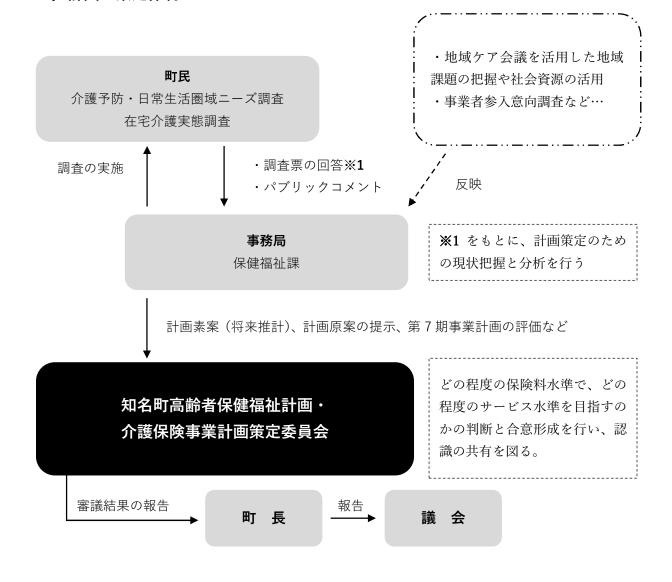
3. 計画策定の期間

令和3年度から5年度までの3年間が計画期間となります。

2025年までの地域包括ケアシステムの構築と 2040年の地域共生社会の実現を見据え、第8期計画における目指すべき姿を明らかにしながら、取組みを進めていきます。

H30 (2018) - R2 (2020)	R3 (2021) - R5 (2023)	R6 (2024) - R8 (2026)		R 22 (2040)	
第7期計画	第8期計画	団塊の世代 が 75 歳以 上になる 第 9 期計画			
	2040 年度を見据えて策定				

4. 計画の策定体制



5. 日常生活圏域について

高齢者が地域において安心して日常生活を送ることができるようにするため、地理的条件 や人口、交通、その他の社会的条件、施設の整備状況等を総合的に勘案して定める圏域です。 本町においては、町民の生活形態、地域づくり単位(字)等の地域性を踏まえ、知名町全域 を一つの日常生活圏域として設定し、高齢者支援の充実を図ります。